温泉地賑わい創出事業補助金

事前チェックリスト

# 1.助成対象事業

杖立温泉、わいた温泉地域内において新たに開始する以下の事業である

　　①飲食業・小売業

②その他審査会が賑わいを創出すると認める事業

公序良俗に反する事業ではない

下記のものは対象外となる

・設備に要する経費、食糧費、備品購入費、事務用品費、土地代、駐車場代

・交付決定前に改修を行ったもの

・その他町が適当ではないと判断した経費

# 2.助成対象者

町内に住所を有する、またはその予定である(町外の方は開業後速やかに住民票を移すこと)

令和３年度中に改修工事を完了することができる

令和３年度中に営業を開始することができる

反社会勢力・暴力団関係者ではない

国、県、他団体から同様の趣旨の補助金等を受けていない

# 3.開業後について

現開業地で3年以上事業を継続すること

ASOおぐに観光協会に加入すること

小国町商工会へ加入し、経営指導を受けること

商店街振興に寄与し、地域貢献活動に積極的に参加協力すること

不正行為を行った場合、また必要な定めを履行しない場合は補助金を返納しなければならない

申請者名